

平成28年3月15日

指定介護予防訪問介護事業者 様
指定介護予防通所介護事業者 様

茅ヶ崎市介護保険担当課長

介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款変更等について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護保険法の改正により、本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。これに伴い、事業を実施していただくにあたり、以下の対応が必要となります。

本市が総合事業を開始する平成29年4月1日より総合事業を実施予定の事業者は、事業開始までに定款上に総合事業についての記載が必要になります。また、運営規定、契約書及び重要事項説明書についても、総合事業について新たに作成するか、現在の書式に総合事業に関する事項の追加が必要となります。

【定款記載例】

- ・「介護保険法に基づく第一号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第一号通所事業」

なお、上記定款記載例がすべての法人の定款に当てはまることではありません。定款変更の詳細については、各所轄庁に相談してください。

運営規定等に記載する事業名称等詳細については、おって周知いたします。

事務連絡

茅ヶ崎市保健福祉部高齢福祉介護課

基盤整備担当

電話：0467-82-1111

内線 2121